

長久手市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手市内における多文化共生社会を推進することを目的とした「長久手市多文化共生推進プラン」を策定する専門機関として、長久手市多文化共生推進プラン策定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 長久手市多文化共生推進プラン策定に関すること
- (2) 多文化共生社会を推進するために必要なこと

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内企業担当者
- (3) 地域活動団体担当者
- (4) 公募による者
- (5) 行政関係者
- (6) その他、市長が必要と認める者

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって決める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(報告及び提言)

第7条 委員会は、検討した事項について、市長に報告及び提言する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、くらし文化部たつせがある課が行う。

(廃止)

第9条 委員会は、長久手市多文化共生推進プランの策定をもって廃止する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。